

「水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目追加等について(第2次報告案)」  
にお寄せいただいた御意見とそれに対する考え方

該当箇所	御意見の概要	御意見に対する考え方
5. (4)①1,4-ジオキサンの検定方法	環境基準告示付表7の方法では、妨害物質を除去するために接続するカラムが目詰まりを起こす可能性があるため、検定方法「環境基準告示付表7」へ、懸濁物質を含む試料の処理方法を追加すべき。	一般的に、懸濁物質が多く目詰まりを起こすような場合には、当該カートリッジ、カラムの交換や試料を希釈して測定する等により対処をお願いしているところです。 なお、1,4-ジオキサンの測定は「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年環境庁告示第59号(最終改正:平成23年10月27日(環境省告示第94号)))付表7に基づき平成21年より実施されているところですが、これまでに懸濁物質による運用上の支障は報告されておりません。
5. 公共用水域への排水規制及び地下浸透規制等のあり方について及び 7. 暫定排水基準について	1,4-ジオキサンについての全体としての化学物質管理の観点から、これを水質汚濁防止法の排水基準項目へ追加する際には、同時に1,4-ジオキサンが廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物に指定されているべきであり、その旨報告書にも明記されたい。	特別管理産業廃棄物への指定等については廃棄物・リサイクル部会で検討が行われているところです。本報告書案では「8. おわりに」において、「廃棄物最終処分場からの排水対策等と同時に対策を実施するなど、法の円滑な運用を図ることが適切である」と記載しております。
6. 特定施設の追加について	「エチレンオキサイドの混合施設」及び「1,4-ジオキサンの混合施設」について、今後通知などで具体的な例などを示してほしい。	御意見を踏まえ、該当する施設の具体例等について都道府県等を通じ周知することが適当と考えます。
	1,4-ジオキサンを含む水を公共用水域に排出する施設を全て網羅するために、業種を列挙して特定施設の指定を追加せず、物質を対象として「エチレンオキサイドの混合施設」、「1,4-ジオキサンの混合施設」として特定施設に追加しているが、実態調査や検証等をしっかりと実施した上で、業種別に特定施設を指定すべきである。	1,4-ジオキサンは幅広く溶剤として使用されているため、1,4-ジオキサンを溶剤として使用し排出する施設を例えば「〇〇業の用に供する混合施設」といった形で業種別に特定施設として規定した場合、規制対象となる工場又は事業場の属する業種が多岐に渡り、その結果、各業種で1,4-ジオキサンを使用していない工場又は事業場までもが規制対象となることが懸念されます。そのため、過不足なく1,4-ジオキサンを排出する工場又は事業場を規制対象とするためには、「1,4-ジオキサンの混合施設」といったように、物質を特定して業種横断的に特定施設として規定することが効果的と判断いたしました。
	水濁法では、科学技術に関する研究、試験、検査又は専門教育の業務に供する施設も対象であり、実験室内では混合できる設備は多数ある。1,4-ジオキサンを微量でも使用すれば全て規制対象とするのは、現実的ではない。 物質を対象として特定施設を指定する場合、「製造業の用に供するエチレンオキサイドの混合施設」、「製造業の用に供する1,4-ジオキサンの混合施設」などと混合施設の目的も明記すべきである。	有害物質を含む汚水等を発生する施設については、人の健康の保護を図ることの重要性に鑑み、排出水の量や有害物質の使用量の大小によらず規制の対象としています。また、混合施設の目的として業種を明記することについては、上の回答の通りです。
	混合施設は、薬液浸透施設等にも該当するため、特定施設の重複指定を避ける配慮をすべきである。	本報告書では具体的な条文を示すものではありませんが、御指摘の通り、政省令の改正にあたっては、1,4-ジオキサンの混合施設として捉えられる既定の特定施設との重複を回避するために、法令上の整理が必要と考えております。 (例:水質汚濁防止法施行令別表第1第71の5「トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設(前各号に該当するものを除く。)」)
7. 暫定排水基準について	産業廃棄物最終処分場からの処分場処理水を産業廃棄物の廃アルカリとして中間処理施設へ運搬して再度中和処理を行い、排水を下水道投入している。 この処分場処理水は現在の下水道排除基準を満たしているが、平成24年4月までに中間処理施設排水の1,4-ジオキサン濃度0.5mg/l以下を達成する事は極めて困難な状況にある。 このため、暫定排水基準など何らかの猶予措置を期待すると同時に、1,4-ジオキサンの処理につき御教授頂きたい。	当該業種については、暫定排水基準は設定されておりません。当該施設において1,4-ジオキサンの処理が十分に行えず、排水が基準値を満足できないのであれば、1,4-ジオキサン濃度が高い汚水等については受け入れ量を低減する等、処理の前段階において措置を講じていただく等の対応が考えられます。
別紙 付表1 1,4-ジオキサンの測定方法 及び 付表2 塩化ビニルモノマーの測定方法	一部企業では、塩化ビニルについてページ・トラップーガスクロマトグラフ質量分析法で1,4-ジオキサン、塩化ビニルモノマー、VOCを同時分析できるデータを示しているため、付表1の「ただし、揮発性の高い塩化ビニルは除く。」及び付表2の「ただし、水によく混和し、水からの揮発性の低い1,4-ジオキサンは除く。」を削除し、同時分析できるようにすべき。	1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーの同時分析については、国における検討の結果、現時点では広く全国の分析機関における確実な実施は困難であることから、導入は見送られました。 しかしながら、ご意見のような1,4-ジオキサン及び塩化ビニルモノマーの同時分析の導入は水質モニタリング業務の効率化の観点から大変重要であると認識しており、今後も分析技術等の動向に注視してまいります。

	<p>ヘッドスペース法は水中の揮発性化合物分析(VOC分析)には既に公定法として環境水、排水および地下水中のVOC分析法として採用されている。水中VOCの分析においては各項目の個別分析法よりも多成分同時分析法のニーズが高く、自動注入方式を使用すればデータの再現性も高く安定したデータが得られる。</p>	<p>ご趣旨の通り、排水基準に限らず、公共用水域及び地下水に係る環境基準の公定分析法にも、今回併せてヘッドスペース法の追加がされています。</p>
	<p>前処理システムを含めた分析法は、特定の方法に限定せず精度や感度が十分に対応できるならば、選択肢を増やすことは環境保全や分析技術向上のためにも重要だと考える。</p>	<p>ご意見については大変重要と認識しています。今後の分析法検討の参考にさせていただきます。</p>
別紙付表1 1,4-ジオキサンの測定方法	<p>別紙付表1第2及び付表2の注8に記載の「ヘッドスペース装置の最適条件は、吸着剤の種類や使用量等によって異なるので、十分な回収が得られる条件をあらかじめ求めておく。」はトラップ機能の付いたヘッドスペース装置についてのみ該当する内容のため、誤解を防ぐために「ヘッドスペース装置」を「ヘッドスペース装置(トラップ機能)」に変更することが望ましい。</p>	<p>ご意見を踏まえ修正します。</p>
別紙付表2 塩化ビニルモノマーの測定方法	<p>別紙付表2の注5の塩化ビニルモノマーの内標準物質について、塩化ビニル-d3以外の適切な内標準物質の例、実際に自治体の検査機関で使用されている例はあるか。あれば例示してほしい。 また、付表2の注5及び備考について、塩化ビニルモノマーの内標準物質として塩化ビニル-d3の代わりに、備考に記載のフルオロベンゼン、4-プロモフルオロベンゼンを用いて同時分析が可能であると誤って解釈されるので修正すべき。</p>	<p>現時点で例示できる内標準物質は把握していません。しかしながら、今後、炭素や塩素の同位体を用いた内標準物質の利用も想定されたため、塩化ビニル-d3以外に適切な内標準物質があれば用いてもよい旨を記載しています。 また、塩化ビニル-d3の代わりにフルオロベンゼン、4-プロモフルオロベンゼンを用いてもよいとの誤解を与えることについては、誤解を与えないよう備考の表現を工夫します。</p>

パブリックコメント対象外の意見:1件